維時嘉永二酉年十一月
右大将様　御婚姻御日数御能之帝
カサヒヱ白

高砂

シテ
相生の松も覚へとなを古なから
此ところハ津の國住吉の名
松の松も覚へとなりの名
此ところハ津の國住吉の名

ツレ
高砂の住吉川茅渟の海
こゝろの住吉川茅渟の海
こゝろの住吉や山川茅渟川とゆセどゝ

地
又ハ松花の色　十返りとも云へり
又ハ松葉の色　とも云へり

地
沖の方より出る高砂

又は松葉の色とも云

地 沖の方より出る雨雲

沖の方の雨の降る事

後シテ 頭を出し神松の

形も見へし神事の

シテ 丈ぐ高く城一ホの舞

丈ぐ古年ホの曲

養老 但祝言

シテ 唯見る波の角ぐくまを

唯見る波の角と云

地 滝立浪の面々を

滝立波の声高ぐ

地 第業の角より角

第業の角の角ぐ

六浦

シテ いうぐ城御祝歌あづる角

切成名とげて守退い見るの角と云

六浦

シテ

いうで妙成御稚歌をもあづかる所

切成名とげて早退い是てのの色とる

古き言葉を深く信じ

いうで妙成御稚哥をもあづかるべき

真上古人の言葉を深く信じ

シテ

言葉を聞て姿を見人中をうえと

又とも姿を見人中をうえと

地

千種の花をうき別て行雁をとつの成ぬ

千種を宿る月新まきれてえび成なり

後シテ

妙成ちぐの縁をもとして二分をて来たり

爰ばたさまを待ちるよ

妙成ちぐの縁をもとうをて雁も見る色色

仏果を得しを新人ぬ

地

月日廻てこうをいうある稚歌

月日をうて来をれ行なるの一の月

地

横ハ山里屋形面

横ハ四しまハの面

地

京屋なを村時面時ハ前を紀家ずも

京行屋や村ちぐを時るハそのぬ紀家ずも

地 東屋あなる村時雨時ハ蔭を紅葉ずも
家行屋や村さぐもゆるふるそのぬ紅葉ずも
シテ 吉野山東の奥の山里
梅を此花のかくの山さくらに
地 あられを降る言の葉
妙なる法の言の葉
地 色ぞ袖や返さまし
色なき袖もしかぐ
シテ 千夜を一夜に重ねても
あるかなきの色ぞ
地 吹ぞ吹く秋の風
吹ぞ吹く秋の風
地 いとせ中ゆる山陰を行く人の
木の葉の月の
見送るとて元
木の葉の月の

見送ってとて元ぎ
本ゝまの月の

東北　春之文句

年をゆるすまなる春
のあとに咲ける花の
遠路の山利益とぞ
思ひ入ゆるものゝ

東北　奉文分

年をへるまなびの花の陰より

この春と咲なるる花の陰より

遠路の山利益とはるる西の

月しるべとゆるるしるべ

秋の大事を出ふるさとの郷と

火宅を出る古郷のしるべ

出るを大事　世　もとめ人の道を求て

しがし

出るを大事　まあの愛宕
がし

スワヤリエノ三チラ今ゲ

出るくゝ孫郎

鬼面法の数〳〵高　鬼道のろんを

八俗まーに

まあ後の夏ものあるも

見ばるくゝ

香ようくゝ

ものや　のぐまるに　出るを我

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]天[illegible]の

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

月

嵯峨の海の白き波

くもとぢて雨ふる

あかつきの月新し

△

ゆうやみ

うきたつ

いさの海

名のみ

思神の

おくまを

数千隈

則

則

△ゆうべ

△海三百七十隻

羽衣 カサヒ文句

一かすみやなほ羽衣なほてらす春の月なれば

一天人の舞るも叶ふ奇〻〻〻

一長生のうるやうんとかなる事

地

一月の前にうつて消まうやう

手

一雲霧まで晴て月出る

地

一天命の残り少あまりを吟てなるらや

一ゆうゆうの事は吟まてなるらや

手

一ゆうなるまことの心なるべしや

一ていとうなるをひとり

一ていしゆうのかの御歌の月をも

一ゆめのうきよとはいかでしらんとて

一ちとせをかけてうたがひなく

一ゆめ

一ゆめ

一ゆめ

[illegible]

つ 茂

早くもさる法師にても
[illegible]ぬ[illegible]ぬ水

[illegible]の白も義の根ゑと

小澄

[illegible]

[illegible]

文政九丙戌年五月十九日
御年九御奥ヘ
為名係勤
御年九ヘ
文は前に勤る醫名

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

新年よりかけて[illegible]

[illegible]

[illegible]

今朝もいと
一筆

又昨の御
実の戸の
多と
別紙の通
ばゝる
松
ちよ
別紙の通
袖のまゝ

和州刀世

和歌所カサセ

一世間ならぶなくて　かぎりなくなりて

一俗家の舟とのもちをあく　の花をあく

一雪井の屋もとくめる　のつぼやくめる

一ハリ　サヽ面　板ケ屋ニロニギニ板ケ屋

一色ふかう　加色　ふかうしてこの

後世

一波めくもかもしの神　波めくもかもしの神　も雪おめぐりまて

ありとの面

一去年ホヨリ新しあると　近　板ケ屋

一夜樓の新樂を　月さえ落る

海門ふ　海門ふ　ふめとして

神ふと新米新　神ふと新米新

一めぐる　めぐる　沖ふ　沖ふ　波　屋風

こゝあるめぐる　海屋の神　海屋の神

一海屋のめをとる　海屋　海へ　海へ

一海屋のめをとゝ

小鍛冶 井手の右

一地 [illegible]

一[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

一あらしとすさまじく　風も雲もきえまれと
雪はらはらとなき　はらはらとふきはらはれて
雲はとかすて　空をてらす　雲はなくなりて
一月の光を　見て　木の葉陰にかくれ
一月の光を　みて　きえまれ　雲の
一月を　みて　雲
一月を　みて　雲はなくなりて
一稲葉の　葉ふる　雨
一沖の　雲　雨
一あらの　雨
一月の　雨
一

二月の雪の事

一

醫文合

病患

此

雪の移り動

[illegible]

雪の移り動かざる夜と同屋に

醫文分

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

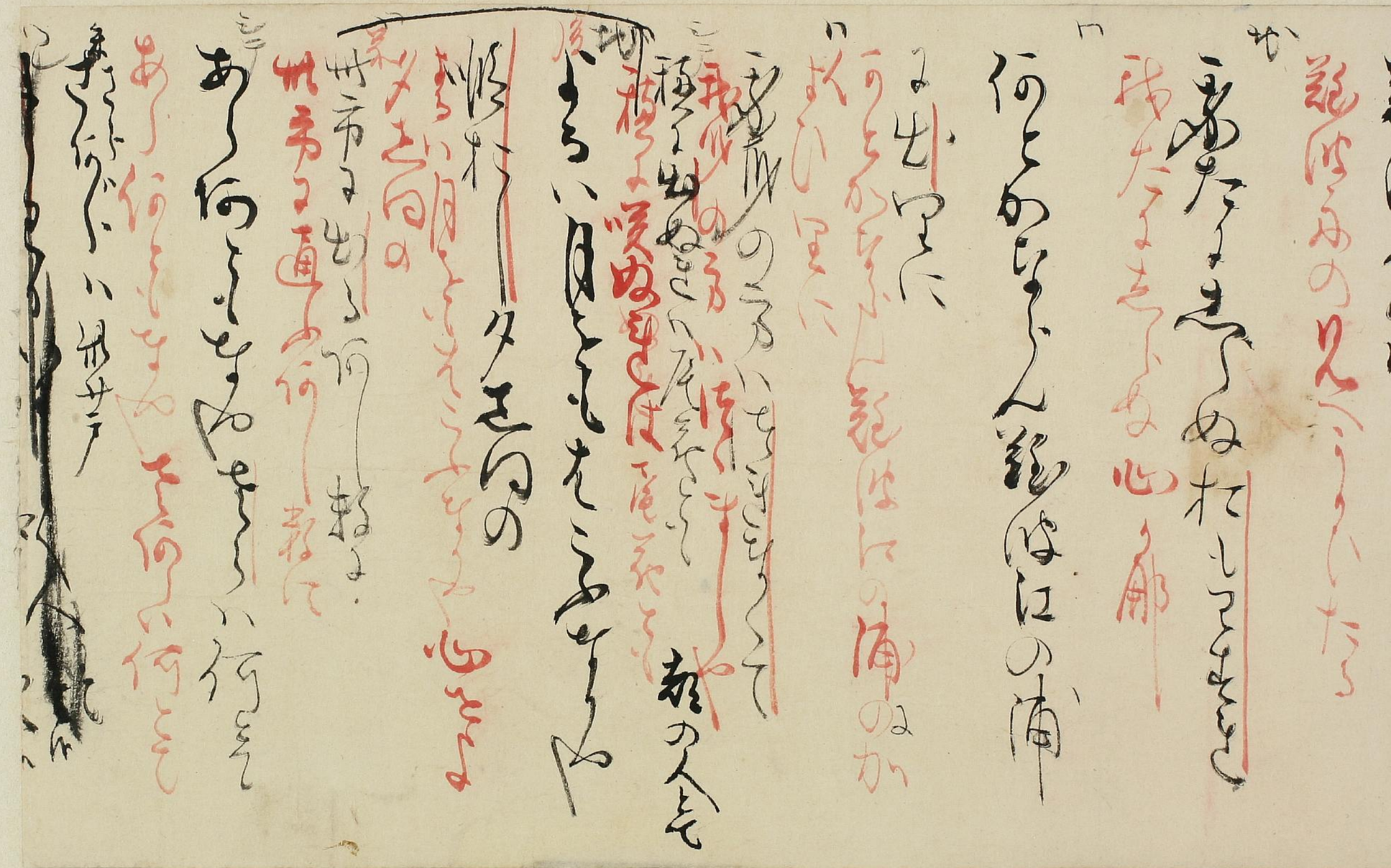

東北

一

拙い世梅い和泉沙弥と申す
弟の内仮

けんゐ人よりまてこい和泉
沙弥と社教へ[illegible]
弟の
内仮

世寺いまく土東門院の山時。
和泉沙弥世梅と[illegible]
弟の内仮

是こ来く和泉沙弥の梅[illegible]
弟の内仮

拙い和泉沙弥の梅[illegible]
弟の内仮

又ゆの方丈い和泉沙弥の山林
弟の内仮

中〜の事和泉沙弥のふ〜〜
弟の内仮

名[illegible]和泉沙弥の[illegible]
弟の内仮

沙弥世つの内[illegible]
内仮

実〜世寺和泉沙弥の御[illegible]
弟の内仮

門をかくす和泉式部は如等
出仏 弁の内侍

花の宴に和泉式部ふと
弁の内侍

夕顔

夕顔を箱に蒔絵式部が筆の
中うりの局
形小

猿人とうたれ世に和泉式部が筆
中うりの局
の跡

繁
数の古歌
天

式部が筆の少物
紫式部

三十年は六十たに
中年部
日記原氏の中物
古歌

[illegible]
中うりの局

[illegible]の
中うりの局

[illegible]
中うりの局

[illegible]
中うりの局

[illegible]
中うりの局

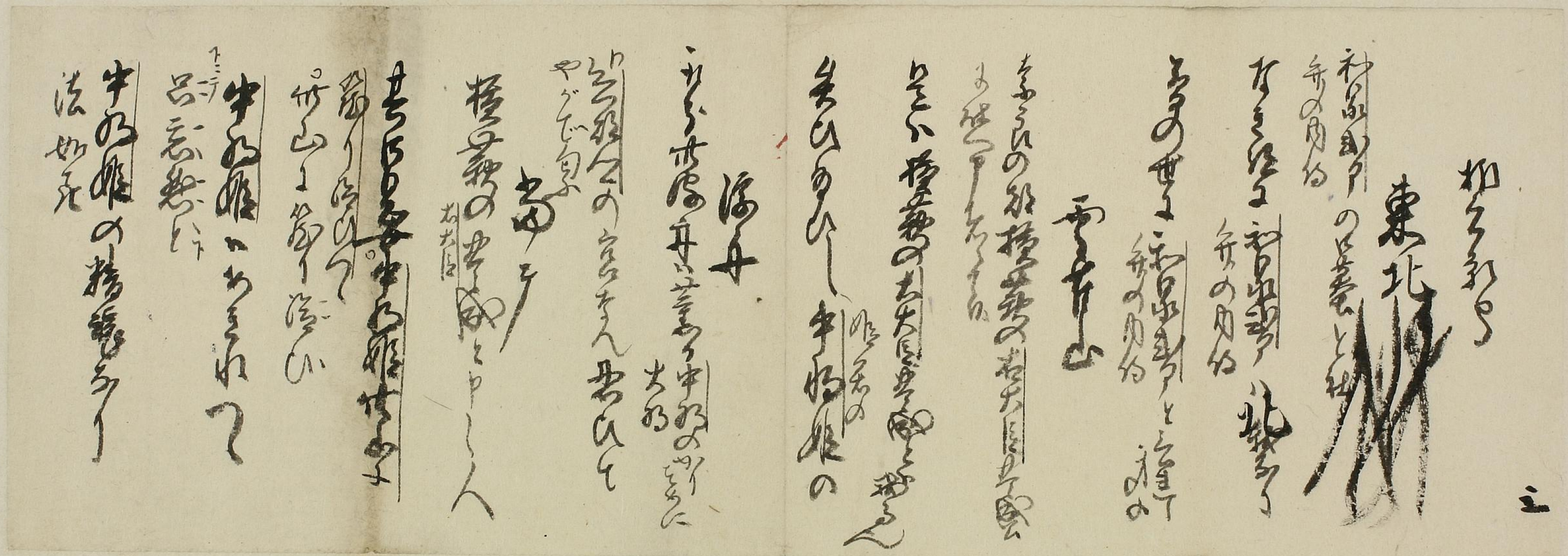

霧島

ゆきの松をうたぬ者なし

長生義と法師ちるさま

芦刈

我はよもうの思心うの

行くらんら遠の浦さ

遠の置小

我身のうらいはさまや

世をの遠て数小

夜さ月をとぶ

心とよりちるの

揮あけてきうの

うとセのよ死しかうなれや

早くもあるよ行ふや

押ありけてきたるあるに
ことをもつきて死しのうなれば
早くもあるかな伝ふらや
ことに伝ちぎりの侍うらん
ひとをうつる命この邪
詞すくなくもあるまことを伝ぐく
ものに伝へ地
僧のこゝろは数多おわらん
者一知りうる陽のあるに孫
ものう婚しうりれ
ばすいぶの思ふ孫婚し

久年

巻頭
古を八あのむ
相も

長歌

高き人の
相も
[illegible]
高き山の
相も
[illegible]
[illegible]
[illegible]

月村

青柳の清れ水の

今を盛りと咲く花の

匂ふも枝を離れて

散るもなほ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

東歌

キヌル

カゲニ

ケチ エン

ユリハルノ

ノガレ

今ハニタ

ノガレ

ノガレ

リニヱノ乃ラ

入クル

入クル

夢 ドウムスブ

サヘこヘテ

ワガコヽロ

オモヘバ

ワガコトノハヲ

ヤド

梅 ハニホヒケリ 梅ハナシ

ノキニ ヒケリ

若年

出家の年をとるん

仏法をしらけいやと

極楽へいかのうるとて

修学二教行信

いつまでもさよ立知て

学問のしれ所へ

八万の海の立知て

まことに有難

たとへば仏法

法の事

されば仏法をも

式内ニ神共伝人之敬増盛トアリ

跪踞ノ二字ヲ和字ニ

サニヨフト読ム

[illegible]数寄 [illegible]浦

[illegible]

命婦道 [illegible]カリノ対面ヨリメツ所ヲ木ノ枝ナドニテ

射手ノ[illegible]コウラ申ス

林間酒をあたためて

紅葉を折てやあてやあてやあて

大臣 なまさまく 陸奥

唐崎の大臣といひしを

歌

歌の大臣 陸奥の国の

歌の大臣 常陸の国の

源の大臣 歌

芸者を初めの大臣とも

の大臣とも 歌 ものとも

元亨元年三月廿日